

目次

教育・保育施設等の利用の前に

1. 教育・保育給付認定制度について	1
2. 申請の流れについて（第1・2・3号認定）	3

教育・保育施設等（第1・2・3号認定）の利用を希望される方へ

1. 保育の利用申込みができる方について（第2・3号認定）	4
2. 保育所等（第2・3号認定）申込み手続きの流れについて	6
3. 保育利用申込みに必要な書類について（第1・2・3号認定）	7
4. 入園日・申込み締切日・利用調整について（第2・3号認定）	10
5. 利用申込みにあたっての注意事項	12
6. 転園、転入予定・出生前申込み、広域利用について	13
7. 教育・保育給付認定の変更手続きについて（第1・2・3号認定）	15

保育料等について

1. 保育料（利用者負担額）の決定について	18
2. 保育料の無償化・副食費について	20
3. 保育料の納入について	20

幼児教育・保育の無償化（施設等利用給付）について

1. 対象となる児童	22
2. 保育料（利用料）給付方法	22
3. 無償化対象となるための手続き	23

よくあるご質問

【お問合せ】 弘前市 こども家庭課 保育係
〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1
電話 0172-35-1131（直通）

教育・保育施設等の利用の前に

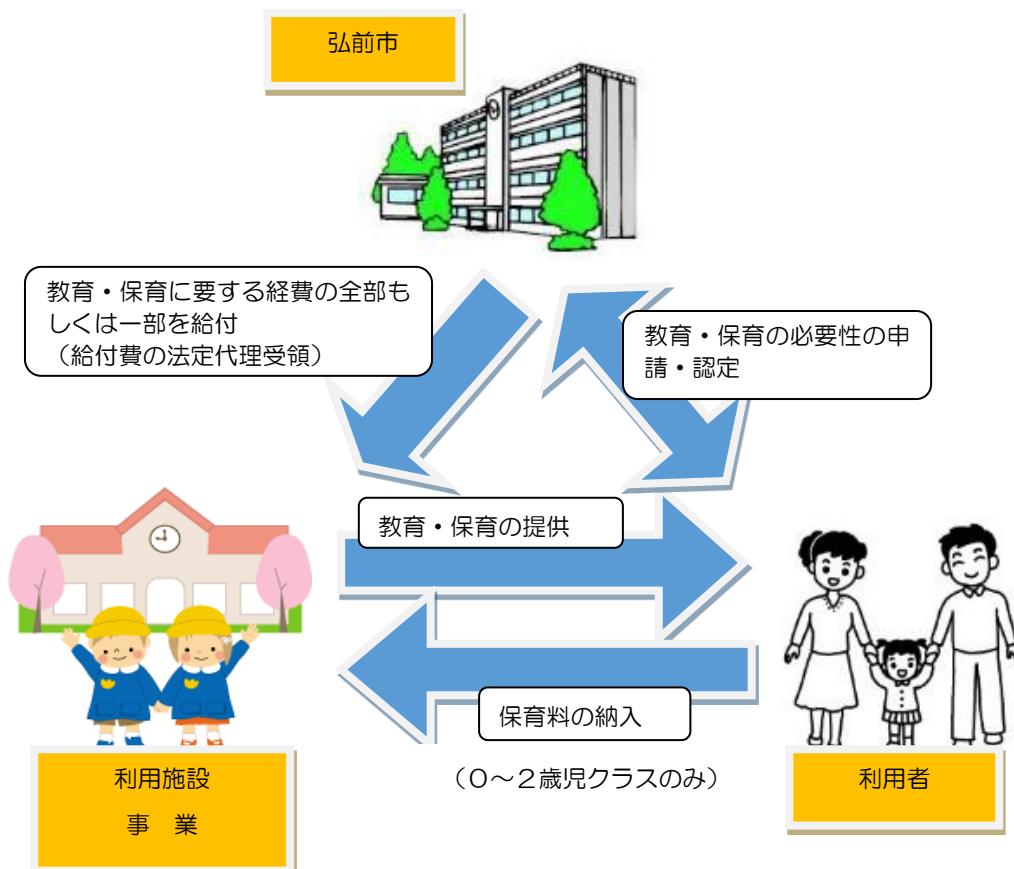
1. 教育・保育給付認定制度について

◆給付制度について

給付の対象となる施設等を利用した場合、施設等が教育・保育を提供するために必要とする経費の全部もしくは一部を、国・県・市が利用者に給付費として支払うものです。

この給付費は、確実に教育・保育に要する費用に充ててもらうため、利用者の皆様には直接的に給付せず、市から施設などに支払う仕組みである「法定代理受領」となっています（新制度に移行する幼稚園や認定こども園が該当します。）。

法定代理受領のイメージ



◆教育・保育給付認定

利用を希望される施設への申込み時に教育・保育給付認定申請書を提出していただきます。保育を希望される場合は、保育を必要とする理由等により、保育の必要性、保育の必要量等を国が定める基準により、市が客観的に審査し認定します。

認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

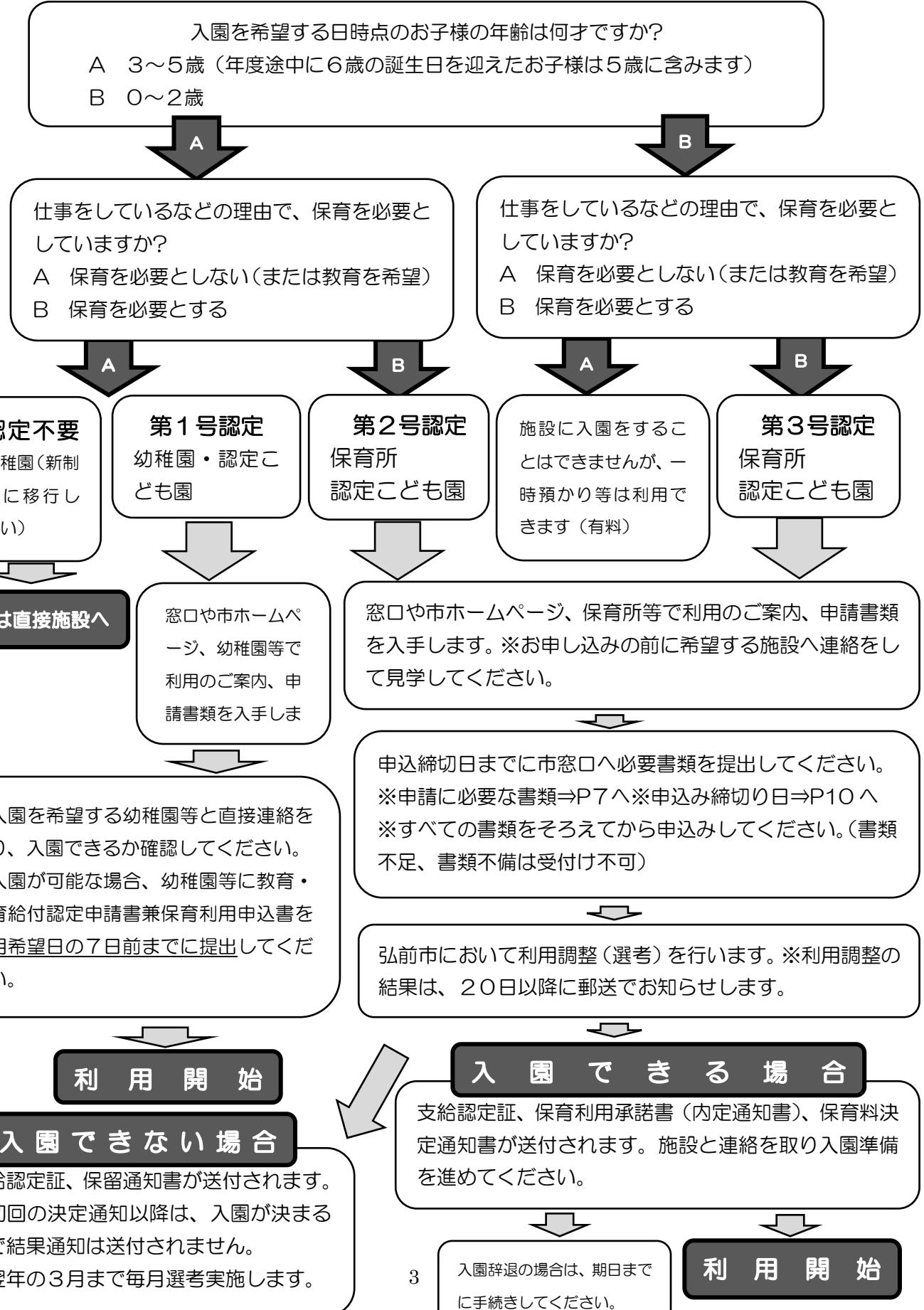
教育・保育給付認定は以下の区分(第1号認定から第3号認定)になります。

	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる施設
第1号認定	満3歳以上	なし (教育を希望)	教育標準時間(4時間)	幼稚園 認定こども園(教育)
第2号認定	満3歳以上	あり (保育を希望)	保育標準時間(11時間) 保育短時間(8時間)	認定こども園(保育) 保育所
第3号認定	満3歳未満	あり (保育を希望)	保育標準時間(11時間) 保育短時間(8時間)	認定こども園(保育) 保育所 (※地域型保育事業)

- ※ 実際に受け入れる年齢や利用時間は各施設で異なります。
- ※ 現在、弘前市内に地域型保育事業を実施している施設等はありません。
- ※ なお、新制度に移行しない幼稚園については、これまでと変わりありませんので、教育・保育給付認定を受けなくても利用することができます。

2. 申請の流れ

※教育・保育給付第1号認定と第2・3号認定では申請の流れが異なります。



教育・保育施設等の利用を希望される方へ

1. 保育の利用申込みができる方について 第2号・3号認定

保護者のいずれもが次のいずれかの理由により、家庭において児童の保育が困難な場合に、第2号・3号認定を受けて、認定こども園・保育所・地域型保育の利用を申込みできます。

保育を必要とする事由

- ① 保護者が就労している
- ② 母親が妊娠中あるいは出産前後である
- ③ 保護者が疾病、障がい者等である
- ④ 保護者が同居親族等の介護、看護をしている
- ⑤ 保護者が災害等の復旧にあたっている
- ⑥ 保護者が求職活動を継続的に行っている
- ⑦ 保護者が就学もしくは職業訓練を受けている
- ⑧ 児童が虐待を受けている（受けるおそれがある）
- ⑨ 保護者がDVにより被害を受けている
- ⑩ その他市長が上記項目に類すると認める場合

※ 保育を必要とする事由に当てはまる場合でも、希望の施設の定員に余裕がない場合などは、利用できないことがあります。

また、定員に余裕があっても、乳児室等の面積基準や施設の職員配置基準などの設備運営基準を満たさない場合は、利用できないことがあります。

◆保育利用時間（保育必要量） 第2号・3号認定

○ 保育施設等を利用する時間は、保育を必要とする事由と保護者の状況により「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類に区分されます。保育料は区分によって異なります。

保育の必要時間が月48時間に満たない場合、第2・3号認定で教育・保育給付認定を受けることはできないため、保育利用申込みをすることはできません。

保育標準時間	⇒	延長料金 (別料金)	1日最大11時間まで利用可能	延長料金 (別料金)
保育短時間	⇒	延長料金 (別料金)	1日最大8時間まで利用可能	延長料金 (別料金)

保育標準時間 利用可能時間 1日11時間まで (保育の必要時間が月120時間以上の場合)	① 就労 ② 妊娠・出産 ③ 保護者の疾病・障がい ④ 同居親族の介護・看護 ⑤ 災害復旧 ⑥ 就学・職業訓練 ⑦ 虐待・DV ⑧ その他市町村が定める事由
保育短時間 利用可能時間 1日8時間まで (保育の必要時間が月48時間以上 月120時間未満就労等の場合)	① 就労 ② 同居親族の介護・看護 ③ 求職活動 ④ 就学・職業訓練 ⑤ その他市町村が定める事由

※ 父母どちらかの事由が保育短時間に該当する場合は、保育短時間認定となります。

※ 保育標準時間に該当する事由であっても、希望により保育短時間の認定を受けることができます。

○ 教育・保育給付認定の有効期間は下記の期間で認定されます。

第1号・2号認定 ⇒ 就学前まで

第3号認定 ⇒ 3歳の誕生日の前々日まで

ただし、下記の事由の場合は、有効期限が異なります。

原則として、有効期間を超えた利用はできません。

保育を必要とする事由	教育・保育給付認定の有効期間
求職活動	90日（3か月）
就学・職業訓練	卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで
妊娠・出産	【開始日】 出産予定日の8週前の日が属する月の初日 【終了日】 出産予定日から起算して8週間経過する日の翌日が属する月の末日

2. 保育所等（第2・3号認定）申込み手続きの流れ

事前準備

市窓口で利用案内・利用申込申請書類を入手します。
※お申し込みの前に、希望する施設へ連絡をして見学します。

申込み

申込締切までに、市窓口へ必要書類を提出します。
※すべての書類を揃えてからお申込みください。書類不足の場合、申込み受付はできません。
※申請に必要な書類は、『利用のご案内 P7』をご確認ください。
※申込締切日は、『利用のご案内 P10』をご確認ください。

弘前市において利用調整（選考）を行います。
※利用調整の結果は、利用希望月の前月の20日以降に郵送でおしらせします。

入園できない場合

支給認定証、保留通知書が送付されます。
※初回の決定通知以降は、入園が決まるまで
結果は通知されません。
※翌年の3月まで毎月選考を行います。

入園できる場合

支給認定証、保育利用承諾書（内定通知書）、保育料
決定通知書が送付されます。施設と連絡を取り入園
準備を進めてください。

利 用 開 始

入園辞退の場合は、期日ま
で手続きしてください

申請内容等を変更する場合

○希望園を変更する場合
申込締切日までに、市窓口に保育利用申込
変更届を提出します。
○認定内容や世帯状況が変わる場合
申請に必要な書類は『利用のご案内 P15』
をご確認ください。
○申込みを取り下げする場合
保育の希望が無くなった場合は、市窓口で
取下げの手続きをしてください。

利 用 開 始 後 に · · ·

○認定内容や世帯状況が変わる場合
市窓口へ必要書類を提出します。申請に必要な書
類は『利用のご案内 P15』をご確認ください。
※認定内容や保育料は、申請の翌月からの変更に
なります。
○転園を希望する場合
申込締切日までに、市窓口に保育利用申請書を提
出します。※転園決定後は、現在の施設に戻るこ
とができません。
○退園する場合 保育所…退園する日の前日まで
に市窓口へ退所届を提出してください。
認定こども園…施設と契約解除手続きをしてくだ
さい。

3. 利用申込みに必要な書類

全ての書類をそろえてから申請してください。

第1号・2号・3号認定

必要書類	第1号認定 ⇒施設へ提出	第2・3号認定 ⇒市窓口へ提出
(1)教育・保育給付認定申請書 兼保育利用申込書	必要	必要
(2)保育が必要なことを証明する書類	不要	必要 ※下記書類が必要です



(2) 保育が必要なことを証明する書類 父母それぞれについて必要です。第2・3号認定

保育を必要とする事由		必 要 な 書 類
就労	雇用されている方	就労証明書
	自営・農業の方(実家等手伝い、内職を含む)	就労証明書
出産	出産日(予定日)から8週が経過する日の翌日が属する月の末日まで	母子健康手帳(表紙及び分娩予定日の分かるページの写し)、誓約書兼求職活動報告書
疾病・障がい	疾病	医師の診断書、利用に関する申立書
	障がい	障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛護手帳、利用に関する申立書
介護・看護		介護保険被保険者証または診断書、利用に関する申立書
災害等復旧	自宅や近隣の災害の復旧にあたっている場合	罹災証明書
求職活動	90日(3か月)	誓約書兼求職活動報告書、ハローワークカード、求人票の写し
就学・職業訓練	卒業予定日、修了日が属する月の末日まで	学生証又は在学証明書、時間割表・カリキュラムなど

(3) 世帯の状況を証明する書類…下記の書類を提出してください。下記の書類は新規申込みだけでなく、転園申込みの際も必要です。

第1号・2号・3号認定

子どもに障がいがある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳 ・愛護手帳 ・特別児童扶養手当の受給を証するもの ・医師の診断書又は医師の意見書
昭和29年4月2日以降生まれの扶養義務者（祖父母等）と同居している場合 (第2号・3号認定の場合)	保育できない状況が確認できる書類（利用のご案内P7に記載している事由の証明書類）
障がい者（児）と同居	<p>次のいずれかの書類（写し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛護手帳 ・特別児童扶養手当の受給を証するもの・国民年金の障害基礎年金の受給を証するもの
申込児童の兄姉が幼稚園等（未移行）の施設に通っている場合	在園証明書
平成17年4月1日以前生まれの兄姉がいる場合	学生証、在学証明書又は就労証明書
同居していないが、保護者と生計を一にする児童の兄姉がいる場合	利用に関する申立書 (保護者と生計を一にする児童の兄姉について)
弘前市へ転入予定で利用申込みする場合	アパート等の賃貸借契約書の写し、工事請負契約書の写し、転入予定証明書など
祖父母等と同一世帯に属しているが生計が別である場合	電気・水道料金の同月における各々の世帯の領収書等
教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書の保護者氏名欄に氏名を記入されている方以外の方が申込書を提出する場合 (例：保護者氏名は父でしたが、提出は母が行う場合)	委任状
婚姻によらず父又は母となった（未婚）場合	申請者の戸籍全部事項証明書、申請者及び子の属する世帯全員の住民票など

(4) 市町村民税額及び所得額がわかる書類（父母それぞれ必要）第1号・2号・3号認定

平成31年1月1日に弘前市に住民登録がなかった方	平成31年度所得課税証明書（本人が住民登録していた市区町村から取寄せてください） ※令和2年4月～令和2年8月の保育料算定に使用します
令和2年1月1日に弘前市に住民登録がない方	令和2年度所得課税証明書（本人が住民登録していた市区町村から取寄せてください） ※令和2年9月～の保育料算定に使用します

(5) 利用申込みの本人確認に必要なものについて

申込みの際に本人確認を行いますので、次の書類を必ずお持ちのうえ、受付場所へお越しください。

(1) 教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書の「保護者氏名」欄に氏名が記入されている方が申込みするとき

- ①本人確認ができる書類（運転免許証など）
- ②マイナンバーの番号確認ができる書類（通知カードなど）

(2) 教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書の「保護者氏名」欄に氏名が記載されている方以外の方が申込みするとき

- ①委任状
- ②窓口で申込みする方の本人確認ができる書類（運転免許証など）
- ③「保護者氏名」欄に氏名を記載した方のマイナンバーの番号確認ができる書類（通知カードなど）

4. 入園日・利用申込み締切日・利用調整について

◆入園日・利用申込み締切日

第2・3号認定の場合は、施設の利用開始は毎月1日からとなります。

書類に不備がある場合は受付できないことがありますので、施設見学とお申し込みはお早目にしていただくようお願ひいたします。

利用申込み締切日

＜令和2年2・3・4月から利用を希望する場合＞

令和元年12月2日（月）から12月27日（金）の平日

（午前8時30分から午後5時）

※令和元年12月14日（土）・15日（日）は、こども家庭課でのみ午前8時30分から午後5時まで受付を行います。

※令和元年12月2日（月）から12月6日（金）の間は、こども家庭課でのみ午後8時まで受付時間を延長します。

＜令和2年5月以降の月から利用を希望する場合＞

利用希望月の前月15日、午後5時まで

（15日が土・日・祝休日の場合はその直前の開庁日。）

※16日以降に申込みをした方は、翌々月の利用申込み扱いとなりますのでご注意ください。

◆利用調整（選考）について

利用の可否は、「教育・保育施設及び地域型保育事業の利用調整基準」に基づき決定します。

各施設には定員があり、利用限度枠が定められています。申込みの多い施設は、利用調整（選考）を行い、保育の必要度が高いと判断される方から順番に、利用を決定し、保護者に結果をお知らせします。

保育所については市が利用の可否を決定後、結果を保護者へ通知します。

認定こども園・地域型保育については、利用調整の結果を市から送付後、保護者と認定こども園・地域型保育事業者との契約により利用（入園）が決定します。

希望する月に、希望する施設への利用が決定（内定）しない場合もあります。
利用申込みの際は、希望する施設や、利用が決定しなかった場合の対応などについても十分にご検討くださいようお願ひいたします。

なお、認定こども園・地域型保育事業者との契約時期については、各施設にお問い合わせください。

◆ 利用調整結果の通知について

- ・利用希望月の前月の 20 日以降に結果を郵送にてお知らせします。
- ・入園が決まったときは、施設と連絡を取り合い、入園の準備を進めてください。
- ・入園が決まった後に辞退するときは、期日までに市窓口で手続きをしてください。
- ・申込みの結果、保留（空き待ち）となった場合は、年度の最終入園（3 月入園）まで毎回、利用調整の対象となります。初回の結果通知以降は入園が決まるまで結果は郵送しませんのでご了承ください。
なお、希望園の変更や取下げをする場合は、市窓口で手続きをしてください。
(変更の手続きの締切りは、入園申込締切日と同じです。)

◆ 利用申込みの受付場所

- 弘前市役所 こども家庭課保育係
- 岩木総合支所 民生課健康福祉係
- 相馬総合支所 民生課健康福祉係

5. 利用申込みにあたっての注意事項

(1) 利用申込みにあたっては、お子さんを連れて事前に希望する施設の見学を行い、保育内容や保育時間、施設の様子などについて確認してください。

見学を希望する場合、見学できる時間などについては、直接利用を希望する施設にお問い合わせください。

(2) 利用調整（選考）においては、毎月の申込み締切日までに、保護者から市へ提出された書類の状況で、保育の必要度を判断します。

教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書を提出後、世帯の状況などに変更があった場合、利用調整の際の優先度や教育・保育給付認定の内容、保育料の算定に関わる場合がありますので、速やかに市へ書類を提出してください。

詳しくは、この冊子の16ページをご覧ください。

(3) 出産後に職場復帰するためにお子さんの利用が決定した場合でも、保育所・認定こども園・地域型保育へ通園できるのは生後8週以降となります。

したがって、月途中からでなければ登園できない、又は一日も登園できない場合があります。（※その場合も保育料は1カ月分納付となります。）

(4) 育児休業期間中は保育所・認定こども園・地域型保育を利用できる基準に該当しない（家庭保育が可能と判断される）ため、新規に利用を申込むことはできません。

申込みの際は、育児休業明けの日が証明できる書類（育児休業期間が明記された就労証明書など）が必要となります。

育児休業期間終了日の翌日が1～15日までの場合は前月の1日から、16日以降の場合はその月の1日からの利用申込みが可能です。

例 育児休業期間終了日の翌日が6月15日：5月1日からの利用申込み可能

育児休業期間終了日の翌日が6月16日：6月1日からの利用申込み可能

(5) 新規に保育所・認定こども園・地域型保育を利用するお子さんは、集団生活への適応等のため、通常より短い時間で保育する「ならし保育」が必要な場合があります。

ならし保育の期間や時間などについては、利用する施設へご相談ください。

6. 転園・転入予定・出生前申込み・広域利用について

◆転園について

転園を希望し、実際に転園決定した場合、いかなる理由があっても元の施設は退園となります。

転園決定を辞退した場合、元の施設へ戻ることはできません。翌月以降の申込みを再度行ってください。

◆弘前市へ転入予定での申込みについて

利用希望月の1日までに弘前市へ転入することが証明できる書類（賃貸借契約書・売買契約書の写し等）を提出できる場合のみ、弘前市民として申込みが可能となり、書類提出窓口も弘前市となります。

なお、弘前市民として申込みができたとしても、利用希望月の1日時点で弘前市への転入を確認できなかった場合は、当初の申込み内容が無効となります。また利用決定（あっせん）も取消しとなります。

◆出生前児童の申込みについて

これから出産予定の方で、利用申込みを希望する方は、出生前に利用申込みができます。ただし、月途中からでなければ登園できない、又は一日も登園しなかった場合でも保育料は1カ月分納付となります。

◆広域利用について

「広域利用」とは、次のようなことをいいます。

- ・弘前市内に住んでいるお子さんが弘前市外の施設を利用する
- ・弘前市外に住んでいるお子さんが弘前市内の施設を利用する

広域入所については、実施していない市町村もありますので、利用申込みの際は、事前にお住まいの市町村（もしくは、利用を希望する施設がある市町村）へ、広域入所を実施しているか、必ず確認してください。

なお、弘前市外の施設を利用する場合、年度ごとの更新となります。施設の状況によっては、年度を超えての継続利用ができない場合もありますのであらかじめご了承ください。

(1) 弘前市内にお住まいの（住民票をおいている）方で、弘前市外にある施設の利用を希望する場合

弘前市の所定の様式を使用して、弘前市へお申込みください。

申込み締切日については、施設がある市町村の締切日に従いますので、時間的に余裕を持ってお申込みください。

市外の施設を希望する場合、利用調整は施設がある市町村が行います。
市内の施設を希望したお子さんよりも、結果の通知が遅れる場合がありますのでご了承ください。

(2) 弘前市外にお住まいの（住民票をおいている）方で、弘前市内にある施設の利用を希望する場合

お住まいの（住民票のある）市町村が申込みの窓口となります。
申込みに必要な書類や申込み締切日などについては、お住まいの市町村までお問い合わせください。

市内のお子さんの利用調整後に、市外から申込みのあったお子さんの利用調整を行いますので、市内のお子さんよりも結果の通知が遅れる場合がありますのでご了承ください。

7. 教育・保育給付認定の変更手続きについて

◆教育・保育給付認定の変更手続きについて

教育・保育給付認定を受けた後、住所、氏名、家族構成などに変更があった場合は、認定内容が変更になります。

お子さんの「支給認定証」と認め印をお持ちのうえ、こども家庭課保育係、岩木・相馬各総合支所民生課及び利用中の施設（市内の施設のみ）へ届してください。

住所や家族構成、家族の状況が変わることで、お子さんの保育料が変更になる場合があります。

ただし、市への届出が遅れると、保育料の変更をさかのぼって行うことができない場合があります。変更が生じた場合は、速やかに手続きしてください。

保育を必要とする事由に変更があることで、保育の必要量（標準時間、短時間）が変更になる場合があります。保育の必要量は、1月単位での変更となります。

市への申請が遅れると、希望する月から認定の内容を変更することができない場合がありますので、変更を希望する月の初日から約20日前までに申請してください。（例：10月1日から変更を希望する場合は、9月10日ごろまでに申請してください。）

正当な理由なく申請・届出しなかったり、虚偽の内容で書類を提出したと認められる場合は、お子さんの教育・保育給付認定を取消すことがあります。
教育・保育給付認定が取消されると、施設の利用ができなくなりますのでご注意ください。

◆手続きに必要な書類

教育・保育給付認定内容の変更手続きに必要な書類は、表のとおりです。

手続きに必要な様式は、こども家庭課保育係、岩木・相馬各総合支所民生課及び利用中の施設（市内施設のみ）に備えているほか、弘前市ホームページにも掲載しています。

家庭状況に変更があった場合

以下の書類を提出してください。

※ここにあげた書類以外にも提出を求めることがあります。

第1号・2号・3号認定

変更の内容		提出書類
住所の変更	市内で転居	教育・保育給付認定変更届出書
氏名の変更	児童または保護者	教育・保育給付認定変更届出書
世帯構成の変更	保護者の離婚	教育・保育給付認定変更届出書
	保護者の離婚を前提とした別居	教育・保育給付認定変更届出書
	保護者の婚姻	<ul style="list-style-type: none">教育・保育給付認定変更届出書婚姻した相手の方の保育を必要とする事由を証明する書類 <p>※保育料算定のため、所得課税証明書の提出が必要になる場合があります。</p>
	それ以外の変更 (保護者変更など)	教育・保育給付認定変更届出書
その他	児童、保護者及び同居家族に障害者手帳等が交付された場合	障害者手帳等の写し ※保育料の算定に関わる場合がありますので提出可能な方は提出してください。

保育を必要とする事由に変更があった場合

「教育・保育給付認定変更申請書」と「支給認定証」を、次の書類とあわせて提出してください。ここにあげた書類以外にも提出を求めることがあります。

第2号・3号認定

変更の内容	提出書類
認定事由の変更	<p>勤務先の変更</p> <p>【雇用されている方、自営・農業の方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書 <p>※保育の必要量が変わる場合、支給認定変更申請書の提出が必要です。</p>
	<p>求職中となる場合 (退職したなど)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誓約書（兼求職活動報告書） <p>※求職活動を理由とした支給認定期間は<u>90日</u>です。 保育必要量は<u>短時間</u>となります。</p>
	<p>出産する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳の写し（表紙及び分娩予定日が記載されているページ） ・誓約書（兼求職活動報告書） <p>※出産を理由とした支給認定の期間は、分娩予定日から8週前の日が属する月の初日から、8週後の日が属する月の末日までです。</p>
	<p>育児休業を取得する場合で、現在施設を利用中のおさんがおり継続利用を希望する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書（育児休業期間の記載があるもの） <p>※育児休業を理由とした支給認定の期間は、育児休業の対象となるお子さんが満1歳の誕生日を迎える日の属する月の末日までです。保育必要量は<u>短時間</u>となります。</p>
	<p>保護者の疾病・障がいを理由とする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 【疾病の場合】診断書 【障がいの場合】障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛護手帳のいずれか
	<p>介護・看護を理由とする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 【介護する人】利用に関する申立書 【介護される人】介護保険被保険者証または診断書（それらの提出ができない場合、要介護・看護状態であることが確認できるもの） <p>※利用に関する申立書には、介護・看護の状況について内容・時間等を詳細に記載してください。</p>
	<p>就学・職業訓練を理由とする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生証または在学証明書 ・就学や職業訓練の内容（日数、時間数）が確認できるもの（カリキュラムなど） <p>※就学・職業訓練を理由とした支給認定の期間は、卒業（修了）予定日が属する月の末日までです。</p>

保育料等について

1. 保育料（利用者負担額）の決定について

（別紙 保育料基準額表をご覧ください。）

保育料は次により決定されます。0～2歳児クラス

(1) 年度初日の前日現在（令和2年度の場合は、令和2年3月31日現在）の満年齢（クラス年齢）となります。

年度内に誕生日を迎えても、基準年齢（保育料）は変わりません。

また、年度内に2歳児の児童が満3歳に到達すると、認定区分は3号認定から2号認定に切り替わりますが、保育料は変わりません。

(2) 父母の市町村民税額の合計

- ・令和2年4月～8月の保育料…平成31年度「市町村民税額」を算定に使用
- ・令和2年9月～令和3年3月の保育料…令和2年度「市町村民税額」を算定に使用

※市町村民税額は税額控除等（住宅借入金特別控除等）を控除する前の額となりますので、ご注意ください。

※父母の合計所得額が76万円未満（ひとり親の場合は38万円未満）の場合で、同一世帯にご親族がいる場合は、父母以外の扶養義務者（同居祖父母等）で家計の主宰者（生計を維持する中心となる人）と判断される方の市町村民税額を含めて決定します。

家計の主宰者（生計を維持する中心となる人）については、父母の所得状況や、お子さんを扶養の対象としているか等を次の基準により総合的に判断し決定します。

扶養義務者（祖父母等）が家計の主宰者と判断される基準

- ① 祖父母等がお子さんを16歳未満扶養親族として申告しているとき。
- ② 父母の所得額の合計が76万円（母子世帯などの場合は38万円）未満の場合、祖父母等が最多所得又は最多納税者であるとき。
- ③ 上記により判断し難い場合は、状況等を総合的に勘案し判断します。

※ 扶養義務者とは、お子さんの祖父母、曾祖父母及び兄姉のことをいいます。

利用中に祖父母等と同一世帯となった場合は、その月から保育料が変更になることがあります。

祖父母等と同居しているが、生計が別である証明書の提出がない場合は、同一世帯の取扱いとします。

※同一世帯とは・・・

住所と生計を同じくして一緒に生活を営んでいる世帯等のことで、「二世帯住宅」や「離れ」等の別棟に住んでいる場合も、家計が完全に分離されていなければ同一世帯となります。また、住民票上世帯分離している場合でも、家計が完全に分離されていなければ同様です。

(3) 兄姉がいる場合 ⇒ 保育料が軽減される場合があります。

世帯の児童のうち、小学校就学前までの範囲において、二人以上の児童が同時に保育所、認定こども園、幼稚園、下記の施設を利用している場合は、上のお子さんから順に第1子、第2子、第3子とカウントし、第2子以降の保育料が軽減されます。下記施設を利用している就学前のお子さんの在園証明書が必要となります。

- ① 新制度に移行しない幼稚園
- ② 特別支援学校幼稚部
- ③ 情緒障害児短期治療施設
- ④ 障害児通所支援（児童発達支援・医療型児童発達支援）
- ⑤ 企業主導型保育施設

なお、年収約360万円未満相当の世帯（市民税額によって判断します）、ひとり親世帯等の場合は、年齢が高い順に第1子、第2子とカウントします。その際は、生計が同一であることを確認する書類等の提出が必要な場合があります。

「保護者と生計を一にする兄姉」には、同居はしていないが生計同一と認められる場合も含まれます。

※この場合の「生計を一にする」とは、勤務、就学などの余暇には起居を共にすることを常例とする場合、もしくは学生、施設入所中など生活費、療養費等の送金が継続して行われる場合になります。

該当する兄姉がいる場合、「教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書」の家族の状況を記載する欄に氏名等を記載し、あわせて「利用に関する申立書（保護者と生計を一にする児童について）」を提出してください。

◆次の場合は保育料が変更になる場合があります

- ・結婚や離婚により保護者に変更があった場合…申請が必要です。
事由が発生した翌月時点から遡って保育料が変更になる場合があります。
- ・税の申告が遅れた場合や修正申告をした場合…保育料がさかのぼって変更になる場合があります。（年度内のみ）
- ・祖父母等、障がい者（児）と同居となった場合

保育料算定のため、お子さんが保育所・認定こども園・地域型保育を利用している期間、市民税課の課税資料を確認しますのでご了承ください。

所得額とは、給与等の場合は給与所得金額（給与収入とは異なります。）、自営業・農業の場合は、収入金額から必要経費を差し引いた所得金額のことです。

またお子さんの父母の市町村民税が未申告の場合、保育料が最高額となる場合があります。

(4) 寡婦（夫）控除のみなし適用

婚姻歴のないひとり親世帯の場合、申請により保育料が軽減される場合があります。

2. 保育料（利用者負担額）の無償化・副食費について

◆保育料（利用者負担額）の無償化

- ・対象児童：3～5歳
- ・保育所、認定こども園の保育所部分を利用する児童（3歳を迎えた翌年の4月から）
- ・幼稚園、認定こども園の幼稚園部分を利用する児童（入園日に応じて、満3歳から）

◆副食費について

- ・上記無償化の3～5歳の児童について、副食費については月額4,500円程度の実費負担となります。ただし、施設によって副食費の金額が異なる場合がありますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。
- ・欠席した場合の納付については、各施設へお問い合わせください。
- ・年収約360万円未満相当の世帯（市町村民税額によって判断します）の児童とすべての世帯の第3子以降の児童については、副食費が免除となります。副食費免除となる児童については、市から副食費免除通知が送付されます。

3. 保育料の納入について

(1) 保育所の場合

①口座振替による支払い

保育料の納入について、口座振替を実施しています。口座振替を希望する場合、「弘前市市税等口座振替依頼書・自動払込利用申込書」が市内の各金融機関、市役所収納課窓口またはこども家庭課窓口、岩木・相馬各総合支所、各出張所に備えてありますので、必要事項を記載して提出してください。

なお、収納課窓口またはこども家庭課窓口では、口座振替の申込みをキャッシュカードでも行えます。一部対応していない金融機関がありますので、詳細は市窓口へお問い合わせください。

また、現在保育所を利用中の兄姉が口座振替をご利用されている場合、新たに入園するきょうだいの保育料は、自動的に同じ口座からの引き落としとなります。

②納入通知書（納付書）による支払い

納入通知書による支払いについては、原則として利用する保育所での納付となります。保育所から配付される納入通知書により必ず納期限までに納めてください。

なお、納期限を過ぎると督促手数料70円が加算されることがあります。保育料の未納は、保育所運営等に重大な損失を及ぼします。長期にわたる滞納は差押処分の対象となります。また、次子の申込みにおいて優先度が下がる場合がありますのでご留意ください。

(2) 認定こども園・地域型保育の場合

利用施設に直接納入することになります。施設のルールに従い、納期限に遅れないように納入してください。納入方法についての詳細は、直接施設にお問い合わせください。

幼児教育・保育の無償化（施設等利用給付）について

1. 無償化の対象施設（サービス）や対象となる児童

施設・サービス	対象になる児童	内容
1. 認可保育所、認定こども園（第2号認定）、地域型保育事業所（小規模保育、事業所内保育）	・4月1日時点で3歳以上の子ども	保育料が無償化
2. 幼稚園、認定こども園（第1号認定）	・満3歳以上（3歳の誕生日以降）の子ども	保育料が無償化 (子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園は月上限 25,700円、国立大学附属幼稚園は月上限 8,700円)
3. 幼稚園の預かり保育、認定こども園（第1号認定）の預かり保育	・保育の必要性のある4月1日時点で3歳以上の子ども ・市民税非課税世帯の満3歳以上（3歳の誕生日以降）の子ども	月上限 11,300円まで 利用料が無償化 月上限 16,300円まで 利用料が無償化
4. 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業	・保育の必要性のある4月1日時点で3歳以上の子ども ・市民税非課税世帯の0～2歳の子ども	月上限 37,000円まで 利用料が無償化 月上限 42,000円まで 利用料が無償化

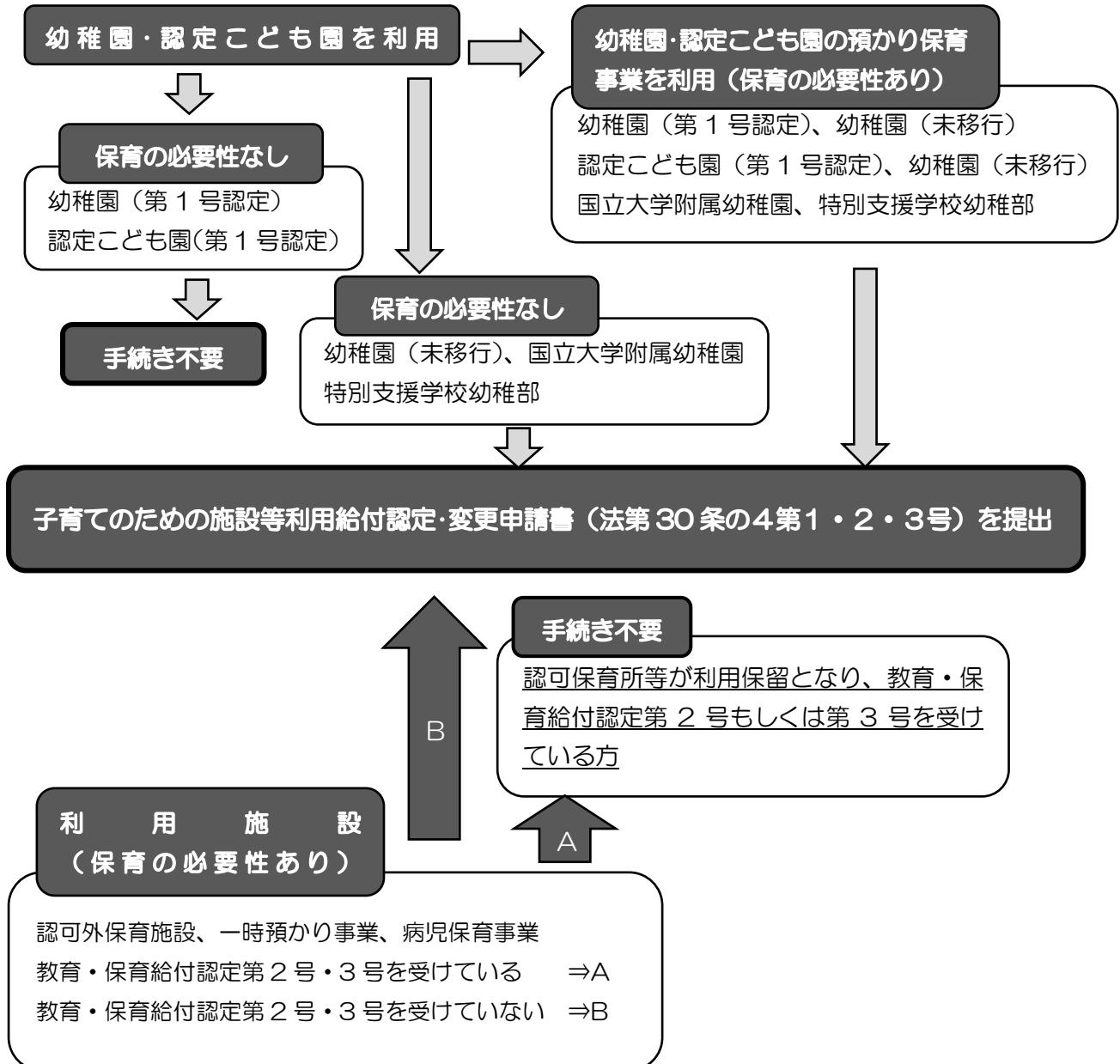
2. 保育料（利用料）の給付方法

- 幼稚園、認可保育所、認定こども園を利用する子ども ⇒ 徴収はありません
- 幼稚園（未移行）、幼稚園の預かり保育、認定こども園（第1号認定）の預かり保育を利用する子ども
⇒ 上限額を超えた分の利用料については、施設にお支払いください。
(※国立大学附属幼稚園の利用料は一旦施設に全額お支払いし、お支払いした利用料を市に請求してください。)

- ・認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業を利用する子ども
 - ⇒ (1) 利用料は一旦、施設にお支払いください。
 - (2) お支払いした利用料を市に給付請求してください。請求の受付は四半期ごと（3か月分まとめて）に行います。（一時預かり事業等は利用施設経由で、病児保育事業は保護者が直接請求）
 - (3) 市が請求内容を審査し、指定の口座に無償化にかかる給付金を振り込みます。

3. 無償化対象となるための手続き

無償化対象となるためには、利用する施設（サービス）によって手続きが必要です。



※認定内容に変更が生じた場合は、変更手続きが必要になりますので、その際は、こども家庭課までご連絡下さい。

よくあるご質問

Q：利用申込みの締切日までに、利用申込書のみを提出すれば申込みできるのですか？

A：「教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書」のほか、申込むお子さんの保護者および同居している祖父母などについて、添付書類の提出が必要です。

必要な書類は、7～8ページをご覧ください。

申込み締切日までに添付書類の用意が間に合わないと、申込みを受付できない場合があります。

申込みにあたっては、時間的に余裕を持って書類を準備してください。

Q：利用申込みに必要な書類を市へ提出すれば、必ず希望する施設を利用することができるのですか？

A：各施設には定員があり、利用限度枠が定められています。申込みの多い施設は、利用調整（選考）を行い、保育の必要度が高いと判断される方から順番に、利用を決定（内定）し、保護者に結果をお知らせします。

定員オーバーのほか、設備運営基準を満たせない場合（保育士（教諭）等の配置基準を満たせない、お子さんを保育する部屋の面積基準を満たせないなど）は、希望する月に、希望する施設が利用できない場合もあります。

よって、利用申込みの際は、希望する施設や、利用が決定しなかった場合の対応などについても十分にご検討いただき、書類を提出してくださるようお願いいたします。

Q：2・3号認定の施設空き状況を知りたいのですが？

A：弘前市ホームページに、施設の空き状況を掲載していますのでご参考ください。

ただし、定員の空き状況については、入所のキャンセル（取下げ）や、退所者が出てなどして、変動することがあります。

定員に空きがあっても、設備運営基準を満たせないなど、利用が決定しない場合もありますのであらかじめご了承ください。

不明な点がある場合は、こども家庭課保育係までお問い合わせください。

Q：施設の見学をしたいのですが、どうすればよいですか？

A：見学を希望する施設へ、事前に直接お問い合わせください。なお見学時は必ずお子さんを同伴してください。

Q：申込みしたあと、利用調整（選考）の結果はどのようにして分かるのですか？

A：申込みしたあと、初回の利用調整結果については、利用の可否にかかわらず、保護者あてに郵送で結果の通知を送付します。（転園申込みの場合も含みます。）

利用が決定しなかった（保留になった）場合、初回は通知が送付されますが、それ以降の利用調整結果は、利用が決定した場合にのみ通知を送付します。

結果の通知時期については、利用希望月の前月20日すぎを予定しています。

利用調整結果を送付するまでは、結果についての個別のお問い合わせにはお答えできかねますので、ご了承ください。

Q：利用調整（選考）結果といっしょに「支給認定証」というものが送られてきました。これは何でしょうか？

A：保育を必要とする理由、保育の必要量等を国が定める基準により、市が客観的に審査し認定しますが、その認定の内容などが記載されているものが「支給認定証」です。

支給認定証は、施設から提示を求められることもありますので、大切に保管してください。

Q：申込みし、利用調整の結果、保留になってしまいました。

来月分の利用申込書を提出する必要はありますか？

A：利用が決定しなかった（保留になった）場合、保護者の方から利用申込みの取下げ（キャンセル）や、希望変更の申し出がない限りは、翌月以降も同じ内容で利用調整を行います。

利用申込み自体は、利用が決定するまで年度内は有効です。（令和2年4月の利用申込みを行った場合、最大で令和3年3月まで有効）

ただし、利用申込書に記載した内容に変更が生じた場合などは、別途書類の提出が必要になることがあります。（詳しくは16ページをご覧ください。）

なお、第2・3号認定で市へ申込中だが、第1号認定で施設を利用することになった場合、第2・3号認定の申込み分については取下げの扱いとなります。再度第2・3号認定での申込みをする場合は、改めて教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書を市へ提出する必要があります。

利用申込みを取下げする場合や、希望する施設を変更する場合は、必ずこども家庭課までご連絡ください。

Q：利用申込書には、希望する施設を第3希望まで書くことができますが、必ず第3希望まで記入しなければいけないのでですか？

A：第1希望のみ記入していても、申込みは受付します。

ただし、必ずしも希望する月から利用が決定するというわけではありませんので、第2・第3希望がある場合は、記入していただくことをおすすめします。

利用調整の結果によっては、第2・第3希望の施設へ利用が決定することもありますので、希望施設を記入するときは、事前に十分ご検討いただくようお願いいたします。

Q:「一時預かり」、「延長保育」、「休日保育」の料金や予約方法はどうなっていますか？

A: 一時預かりとは、お子さんが保育所等を利用していない（在籍していない）ご家庭において、家庭事情などにより一時的に家庭でお子さんを保育できない場合に利用できるサービスです。

一時預かりを利用する場合の、市への申込みは必要ありません。

各施設の利用料金や予約方法、必要な持ち物などについては、利用を希望する施設へ直接お問い合わせください。

延長保育は、お子さんが保育所等を利用して（在籍している）保護者の方の、就労時間などのやむを得ない理由により、施設で定める標準時間、短時間の時間帯を延長して利用できるサービスです。

延長時間、利用料金については施設に直接お問合せください。

休日保育は、お子さんが保育所等を利用して（在籍している）保護者の方の、就労などのやむを得ない理由（教育・保育給付認定事由による場合に限ります）により、休日（日曜日、祝日）に保育所等を利用できるサービスです。教育・保育給付認定事由による利用の場合は無料となります、教育・保育給付認定事由以外の利用は、一時預かり利用となるため、有料となります。利用（在籍）施設以外の利用も可能ですが、予約方法などは利用を希望する施設にお問合せください。

Q: 弘前市外に住んでいますが、弘前市内にある認定こども園・保育所を第2・3号認定を受けて利用することはできますか？

A: 詳しいお手続き（提出する書類など）については、まず住民票がある市町村へお問い合わせください。

なお、住民票が弘前市外にある場合、お子さんの保育料については住民票がある市町村での基準額が適用されます。（施設で定める追加負担が生じる場合があります。）

Q: 弘前市内に住んでいますが、弘前市外にある認定こども園・保育所を第2・3号認定を受けて利用することはできますか？

A: 希望施設のある市町村が他市町村からの申込み受付けを行っていない場合がありますので、まず市窓口へお問い合わせください。

申込みの締切は、希望施設のある市町村によることになりますのでご注意ください。

Q：第3号認定で施設を利用した場合の、保育料の金額を事前に知りたいのですが？

A：保育料は、基本的にお子さんの父母の市町村民税額により決定します。（同一世帯に属して生計を同じくしている扶養義務者である祖父母等が家計の主宰者である場合には、祖父母等の市町村民税額の合算等により決定します。）

お手元に自分の市町村民税額が確認できる資料（所得課税証明書など）がある場合は、弘前市保育料基準額一覧表（第2・3号認定）をご参考ください。

2・3号認定の場合でも、市で定める保育料のほかに、施設により実費徴収が生じことがあります。料金などについての詳細は、各施設まで直接お問い合わせください。

なお、利用申込み前における「保育料が知りたいので、自分の市町村民税額が知りたい」といった旨のお問い合わせについては、こども家庭課ではお答えできかねますのでご了承ください。

Q：現在施設を利用していますが、他の施設へ転園を考えています。

どのような手続きが必要ですか？

A：転園を希望する場合、新規の申込みと同様に、「教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書」及び添付書類を締切日までに提出してください。

入園が決まった月の翌月からの転園申込みも可能ですが、やむを得ない事情（転居など）と認められない転園申込みについては、新規申込みのお子さんよりも、保育の必要度が低いと判断されることがあります。（例えば、4月入園で第2希望施設に入園が決まったが、5月入園で第1希望施設に転園したい等）。